DanDan 定期預金規定

１．本規定の適用

DanDan 定期預金規定（以下、「本規定」といいます。）は、株式会社山陰合同銀行（以下、「当行」といいます。）の DanDanBANK（当行において支店名称に「DANDAN」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下、「当店」といいます。）で開設される定期預金についての当行の取扱いを規定したものです。この預金については、通帳・証書等は発行されず、DanDanBANK 以外の当行の本支店で開設される定期預金に適用される各種定期預金規定の適用はありません。

２．口座の開設

この預金口座は、お客さま一人につき１口座のみ開設することができます。

３．取引方法

この預金は、DanDanBANK アプリその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。

４．預金の預入

(1)この預金は、DanDanBANK アプリの操作により、お客さまの当店で開設した普通預金（以下、「DanDan 普通預金」といいます。）口座からの振替により預入するものとします。当行本支店の窓口またはＡＴＭで預入することはできません。

(2)この預金の１回あたりの預入金額は１万円以上（１円単位）とします。

(3)この預金の預入期間は１か月・３か月・６か月・１年・３年・５年・１０年とします。

(4)取引が完了している預入の取消または変更をすることはできません。「予約扱」の預入についても取消・変更はできません。

５．自動継続

(1)この預金は満期日に前回と同一の期間で自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

６．取引の制限等

(1)当行は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場

合があります。
(3)前二項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

７．預金の解約
(1)この預金を解約するときは、DanDanBANK アプリにより所定の手続きを行ってください。
(2)満期解約予約は、満期日の前日までに解約予約手続きを行ってください。満期解約予約を受付けたときは、満期日に、DanDan 普通預金口座へ元利金を入金します。なお、利息計算書は発行しません。
(3)中途解約は、解約依頼日の当日に、DanDan 普通預金口座へ元利金を入金します。なお、利息計算書は発行しません。
(4)取引が完了している解約の取消または変更をすることはできません。「予約扱」の解約についても取消・変更はできません。
(5)DanDanBANK アプリを解約する場合、この預金も解約するものとします。
(6)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所、メールアドレス等にあてて発信した時に解約されたものとします。
①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
②お客さまが本規定その他の当行が定めた各取引規定に違反した場合
③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
(7)次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
①お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者　（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または後記ＡからＥまでのいずれかに該当することが判明した場合
Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
③お客さまが、自らまたは第三者を利用して後記ＡからＥまでのいずれか一にでも該当する行為をした場合
Ａ．暴力的な要求行為
Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為
Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
Ｅ．その他前記ＡからＤに準ずる行為
(8)口座残高がないまま、12 か月経過した場合には、お客さまに通知することなく当行はいつでも口座を解約することができるものとします。

８．利息
(1)この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預入日における当行ホームページに掲載する所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日にこの元金に組入れて継続します。（継続後の預金については第５条第２項の利率で計算します。）預入期間が３年、５年、または１０年の場合、６か月複利の方法により計算します。
(2)この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。
(3)預入期間が１年以内のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、 この預金とともに支払います。なお、預入期間が６か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の DanDan 普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。
①6 か月未満･････････････････解約日における DanDan 普通預金の利率
②6 か月以上 1 年未満･････････約定利率×50％
(4)預入期間が３年のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が６か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の DanDan 普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。
①6 か月未満･････････････････解約日における DanDan 普通預金の利率
②6 か月以上 1 年未満･････････約定利率×40％
③1 年以上 1 年 6 か月未満･･････約定利率×50％
④1 年 6 か月以上 2 年未満･･････約定利率×60％
⑤2 年以上 2 年 6 か月未満･･････約定利率×70％
⑥2 年 6 か月以上 3 年未満･･････約定利率×90％
(5)預入期間が５年のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の

継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が６か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の DanDan 普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。

①6 か月未満･････････････････解約日における DanDan 普通預金の利率
②6 か月以上 1 年未満･････････約定利率×30％
③1 年以上 1 年 6 か月未満･･････約定利率×40％
④1 年 6 か月以上 2 年未満･･････約定利率×50％
⑤2 年以上 2 年 6 か月未満･･････約定利率×60％
⑥2 年 6 か月以上 3 年未満･･････約定利率×70％
⑦3 年以上 4 年未満･･････････約定利率×80％
⑧4 年以上 5 年未満･･････････約定利率×90％

(6)預入期間が１０年のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が６か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の DanDan 普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。

①6 か月未満･････････････････解約日における DanDan 普通預金の利率
②6 か月以上 2 年未満･･････････約定利率×10％
③2 年以上 3 年未満･･････････約定利率×20％
④3 年以上 4 年未満･･････････約定利率×30％
⑤4 年以上 5 年未満･･････････約定利率×40％
⑥5 年以上 6 年未満･･････････約定利率×50％
⑦6 年以上 7 年未満･･････････約定利率×60％
⑧7 年以上 8 年未満･･････････約定利率×70％
⑨8 年以上 9 年未満･･････････約定利率×80％
⑩9 年以上 10 年未満･･････････約定利率×90％

９．保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行

が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務があり、それがお客さまの当行に対する債務である場合には当該債務から、またそれが第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっている場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保･保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
(3)前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１０．規定の準用
本規定に定めのない事項については、DanDanBANK 取引規定、DanDanBANK アプリ利用規定等の各規定により取扱います。本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

１１．規定等の変更
(1)本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
(2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

１２．準拠法・裁判所管轄
本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

預 783（2024.10 制）

宝くじ付定期預金景品規定

本規定の各条項を承諾の上、宝くじ付定期預金(以下「この預金」といいます。)を申し込みいただいたお客様には、本規定により景品として当せん金付証票(以下「宝くじ」といいます。)を贈呈いたします。

第 1 条(宝くじの割当)

贈呈する宝くじは当行がお客様へ割当を行うことで確定し、お客様は宝くじの番号を指定することは出来ません。

第 2 条(宝くじの贈呈方法)

お客様への割当が確定した宝くじの現物は、お客様に代わり当行が お預り(保護預り)し、宝くじの現物は交付いたしません。お客様へは宝くじの現物に替えて、宝くじの番号を通知するメールを送信いたします。

第 3 条(宝くじの種類、割当頻度、枚数)

景品としてお客様に贈呈する宝くじの種類、割当頻度、枚数は、この預金のお預け入れ金額に応じて、次のとおりとします。

お預入れ金額		100 万円	600 万円	1,000 万円
贈呈する宝くじの枚数(年間)	サマージャンボ宝くじ	―	20 枚	30 枚
	年末ジャンボ宝くじ	5 枚	20 枚	40 枚
3 年間合計		15 枚	120 枚	210 枚

第 4 条(変更権)

以下に定める場合、当行は、第 3 条で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)に替えて、所定の宝くじを購入するために見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の物品を景品とすること、または、第 3 条で定める宝くじの贈呈枚数を変更することができるものとします。

①所定の宝くじが発売されないこととなった場合
②所定の宝くじの発売時期が大幅に変更になった場合
③所定の宝くじの発売価格が変更になった場合
④その他所定の宝くじを、お客様にご提供できない事情が生じた場合

第 5 条(宝くじの贈呈基準日)

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在でこの預金のお預け入れをされているお客様に贈呈します。

宝くじの種類	基準日
サマージャンボ宝くじ	7 月 1 日
年末ジャンボ宝くじ	11 月 1 日

第 6 条(宝くじ番号通知メール)

1. 第 2 条でいう宝くじの番号を通知するメール(以下「宝くじ番号通知メール」といいます。)は、宝くじではありませんので、このメールによる当せん金請求はできません。
2. 宝くじ番号通知メールは、第 5 条の基準日現在において本定期預金をお預けいただいているごうぎんアプリ・ごうぎんインターネットバンキングまたは DanDanBANK アプリにご登録のメールアドレスに送付します。
3. お客様のメールアドレス等の届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の方法で当行に変更の届出をしなかった等、お客様の責めに帰すべき事由により宝くじ番号通知メールが到達しなかった場合は、通常到着すべき日に宝くじ番号通知メールは到着したものとみなし、当行は責任を負わないと共に、宝くじ番号通知メールの再送信はいたしません。
4. 宝くじ番号通知メールが不着あるいは到着が遅延した場合でも、お客様に対する宝くじの贈呈は成立します。

第 7 条(宝くじの当せん確認および当せん時の取扱い)

1. 宝くじの当せんの確認は抽せん後に当行が行い、当せん金の請求は、当行がお客様に代わり、宝くじ業務の受託銀行である株式会社みずほ銀行に行います。
2. 当せん金の請求にあたっては、当行は宝くじの呈示と共に、お客様の 氏名および当せん金受取口座として予めお届けいただいている預金口座の口座情報を宝くじ業務の受託銀行である株式会社みずほ銀行に通知いたします。なお、当せん金受取口座としてお届けいただく預金口座は、本定期預金をお預けいただくごうぎんアプリ・ごうぎんインターネットバンキングまたは DanDanBANK アプリの代表口座となっている普通預金とします。
3. 株式会社みずほ銀行は、宝くじ業務の受託銀行として、前項により通知されたお客様の預金口座に当せん金を振り込むことにより、当せん金のお支払いをいたします。
4. 当せん金額の通知は、当せん金の振込により代えさせていただきます。
5. 当初お届けいただいた当せん金受取口座は、途中で他の預金口座へ変更することはできません。
6. 当せん金の受け取り前に、お客様の都合により当せん金受取口座を解約され、当せん金が振り込めない場合は、お客様が当せん金を受け取る権利を放棄したものとみなし、当初の宝くじの贈呈はなかったものとし、当せん金のお支払いはいたしません。

第 8 条(宝くじの日記念お楽しみ抽せん(敗者復活戦)の当せん確認および当せん時の取扱い)

1. 抽せんにはずれた宝くじは、抽せん日以降、最初に到来する宝くじの日記念お楽しみ抽せん(敗者復活戦)(以下「くじの日抽せん」といいます。)の日まで、引続きお客様に代わり当行がお預り(保護預り) いたします。
2. くじの日抽せんの当せんの確認は、抽せん後に当行が行い、景品の請求は、当行がお客様に代わり、宝くじ業務の受託銀行である株式会社みずほ銀行に行います。
3. 景品の請求にあたっては、当行は宝くじの呈示と共に、お客様の氏名 および抽せん日現在において当行へお届けいただいているお客様の住所を宝くじ業務の受託銀行である株式会社みずほ銀行に通知いたします。なお、抽せん日とは、毎年 9 月 2 日となります。
4. 株式会社みずほ銀行は、宝くじ業務の受託銀行として、前項により通 知されたお客様の住所に直接、景品を送付いたします。
5. お客様の住所、氏名等の届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の方法で当行に変更の届出をしなかった等、お客様の責めに帰すべき事由により景品が送付できなかった場合は、お客様が景品を受け取る権利を放棄したものとみなし、当初の宝くじの贈呈はなかったものとし、景品の送付はいたしません。

第 9 条(はずれくじの処分)

抽せん日およびくじの日抽せんのいずれにもはずれた宝くじ現物は当行が処分します。

第 10 条(保護預り業務等の委託)

1. 第 1 条、第 2 条、第 6 条 2 項、第 7 条 1 項および 2 項、第 8 条 1 項および 2 項ならびに 3 項、第 9 条に掲げる当行の業務は、株式会社みずほ銀行へ委託できることとします。
2. 前項に関連し、これに必要な範囲で、お客様の住所、氏名、口座番号、当せん情報等の個人情報を、当行および株式会社みずほ銀行が相互に利用できることとします。

第 11 条(譲渡・質入の無効)

お客様は、割当をうけた宝くじおよび当該宝くじに関して当行および株式会社みずほ銀行に対して有する権利を第三者に譲渡し、または担保差入することはできません。

第 12 条(その他)

1. この預金の短期間でのお預け入れ、解約の繰り返し等、取引の公平性を害するおそれがあると当行が判断する場合、宝くじの贈呈を中止させていただくことがあります。
2. 本規定に定めのない事項について問題が生じたときには、当行が適切と判断した方法により、適宜対応できるものとします。

第 13 条(規定等の変更)

1. 本規定の各条項およびその他の条 件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以　上

2025 年 3 月 3 日現在
預 787 (2025.3 制)

ごうぎん